

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（第四十一条の二の五）（略） （定期検査を行わない無線局） 第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地上基幹放送局であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行うものであつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの</p> <p>(2) 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行うものであつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの</p> <p>三（二十四）（略）</p>	<p>第一条（第四十一条の二の五）（略） （定期検査を行わない無線局） 第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地上基幹放送局（四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のものに限る。）</p> <p>三（二十四）（略）</p>

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一条～第十三条（略）		第一条～第十三条（略）			
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			
送 信 設 備	許 容 偏 差		送 信 設 備	許 容 偏 差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）		上限（パーセント）	下限（パーセント）
一 （略）	（略）	（略）	一 （略）	（略）	（略）
二 短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）又は超短波多重放送を行う地上基幹放送局（短波放送を行うものにあつては、A三E電波を使用するもの並びに二の二の項及び六の項（一）に掲げるものを除く。）の送信設備	一〇	二〇	二 短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）又は超短波多重放送を行う地上基幹放送局（短波放送を行うものにあつては、A三E電波を使用するもの、テレビジョン放送を行うものにあつては二の二の項に掲げるものを除く。）の送信設備	一〇	二〇
二の二 四七〇㎒を超え七一〇㎒以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用するものに限る。）	二〇	二〇	二の二 四七〇㎒を超え七七〇㎒以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用するものに限る。）	二〇	二〇
二の三～五（略）	（略）	（略）	二の三～五（略）	（略）	（略）
六 次に掲げる送信設備 （一） 七六㎒を超え九五㎒以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行	五〇	五〇	六 次に掲げる送信設備 （一） 七六㎒を超え九五㎒以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行	五〇	五〇

う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

(二) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の三十において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。)

(三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、第四十九條の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められているものを除く。))の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六

(一) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の三十において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。)

(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、第四十九條の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められているものを除く。))の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六

の項及び十七の項に掲げるものを除く。

七十八 (略)

(略)

(略)

2 テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の送信設備のうち、四七〇MHzを超え七七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、同項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。

3 4 (略)

第十五条 第三十六条の二 (略)

(総合周波数特性)

第三十六条の三 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第一号の三に示す時定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンファシス特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間(これらの曲線上を含む。)にあるものでなければならぬ。

2 (略)

第三十六条の四 第三十六条の七 (略)

(左右分離度)

第三十六条の八 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波に(十)七五kHzの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても三〇デシベル以上となるものでなければならぬ。

(搬送波の変調スペクトル)

第三十七条 受信障害対策中継放送を行うための送信装置の搬送波の変調スペクトルは、別図第二号に示す許容値の範囲内になければならぬ。

第三十七条の二 第六十六条 (略)

の項及び十七の項に掲げるものを除く。

七十八 (略)

(略)

(略)

2 テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の送信設備のうち、四七〇MHzを超え七七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、同項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。

3 4 (略)

第十五条 第三十六条の二 (略)

(総合周波数特性)

第三十六条の三 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第二号に示す時定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンファシス特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間(これらの曲線上を含む。)にあるものでなければならぬ。

2 (略)

第三十六条の四 第三十六条の七 (略)

(左右分離度)

第三十七条 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波に(十)七五kHzの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても三〇デシベル以上となるものでなければならぬ。

第三十七条の二 第六十六条 (略)

(放送番組中継を行う固定局の無線設備)

第三十七条の二十七の二十一 (略)

2 (略)

3 放送番組中継を行う固定局のうちデジタル方式を使用するものの無線設備であつて、五四MHzを超え六八MHz以下、一六二・〇五MHzを超え一六九MHz以下、六・七〇〇三七五MHzを超え六・七一八七五MHz以下、六・八六〇三七五MHzを超え六・八六七八七五MHz以下、七・五七一三七五MHzを超え七・五八四八七五MHz以下又は七・七三一三七五MHzを超え七・七四二三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〽三 (略)

4 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、一二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う

(放送番組中継を行う固定局の無線設備)

第三十七条の二十七の二十一 (略)

2 (略)

3 放送番組中継を行う固定局のうちデジタル方式を使用するものの無線設備であつて、六・七〇〇三七五MHzを超え六・七一八七五MHz以下、六・八六〇三七五MHzを超え六・八六七八七五MHz以下、七・五七一三七五MHzを超え七・五八四八七五MHz以下又は七・七三一三七五MHzを超え七・七四二三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〽三 (略)

4 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、一二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続

無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分

方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方

割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分の π シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二 μ を超え一七〇 μ 以下、二五五 μ を超え二七五 μ 以下又は三三五・四 μ を超え四七〇 μ 以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一〇三 (略)

二〇三 (略)

式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分の π シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二 μ を超え一七〇 μ 以下、二五五 μ を超え二七五 μ 以下又は三三五・四 μ を超え四七〇 μ 以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一〇三 (略)

二〇三 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1～4 (略)		
5 29.7MHz を超え 100MHz 以下	1 固定局、陸上局及び移動局(注 18、19、20、31) (1)～(2) (略) 2～7 (略)	
6 100MHz を超え 470MHz 以下	1 固定局(注 18、20、22、31、44) (1)～(2) (略) 2～10 (略)	
7～9 (略)		

注

1～22 (略)

23 放送中継を行う無線局の送信設備(注 31(7)に掲げるものを除く。)に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

24～30 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1～4 (略)		
5 29.7MHz を超え 100MHz 以下	1 固定局、陸上局及び移動局(注 18、19、20) (1)～(2) (略) 2～7 (略)	
6 100MHz を超え 470MHz 以下	1 固定局(注 18、20、22、44) (1)～(2) (略) 2～10 (略)	
7～9 (略)		

注

1～22 (略)

23 放送中継を行う無線局の送信設備(注 31(8)に掲げるものを除く。)に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

24～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 放送中継を行う無線局等の送信設備

ア (略)

イ 放送番組中継を行う固定局の送信設備

(ア) 54MHz を超え 68MHz 以下又は 162.05MHz を超え 169MHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの $10(10^{-6})$

(イ) 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 3kHz

(ウ) 3.456GHz を超え 3.6GHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.700375GHz 以下、6.719875GHz を超え 6.860375GHz 以下、6.867875GHz を超え 7.125GHz 以下、7.425GHz を超え 7.571375GHz 以下、7.584875GHz を超え 7.731375GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの $20(10^{-6})$

(エ) 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの $2(10^{-6})$

ウ (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 放送中継を行う無線局等の送信設備

ア (略)

イ 放送番組中継を行う固定局の送信設備

(ア) 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 3kHz

(イ) 3.456GHz を超え 3.6GHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.700375GHz 以下、6.719875GHz を超え 6.860375GHz 以下、6.867875GHz を超え 7.125GHz 以下、7.425GHz を超え 7.571375GHz 以下、7.584875GHz を超え 7.731375GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの $20(10^{-6})$

(ウ) 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの $2(10^{-6})$

ウ (略)

(8)～(17) (略)

32～55 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1～9 (略)

第10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 放送番組中継を行う固定局の無線設備

(1) 54MHz を超え 68MHz 以下又は 162.05MHz を超え 169MHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの
の 96kHz

(2) 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
の 5.7MHz

(3) 3.456GHz を超え 3.6GHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.57GHz 以下、6.87GHz を超え 7.125GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの
ア 64 値直交振幅変調のもの 7.6MHz

イ 直交周波数分割多重変調のもの 5.7MHz

(4) 6.57GHz を超え 6.700375GHz 以下、6.719875GHz を超え 6.860375GHz 以下、7.425GHz を超え 7.571375GHz 以下、7.584875GHz を超え 7.731375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの 7.6MHz

(8)～(17) (略)

32～55 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1～9 (略)

第10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 放送番組中継を行う固定局の無線設備

(1) 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
の 5.7MHz

(2) 3.456GHz を超え 3.6GHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.57GHz 以下、6.87GHz を超え 7.125GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの
ア 64 値直交振幅変調のもの 7.6MHz

イ 直交周波数分割多重変調のもの 5.7MHz

(3) 6.57GHz を超え 6.700375GHz 以下、6.719875GHz を超え 6.860375GHz 以下、7.425GHz を超え 7.571375GHz 以下、7.584875GHz を超え 7.731375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの 7.6MHz

(5) 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの 405kHz

3 (略)

第 11～第 65 (略)

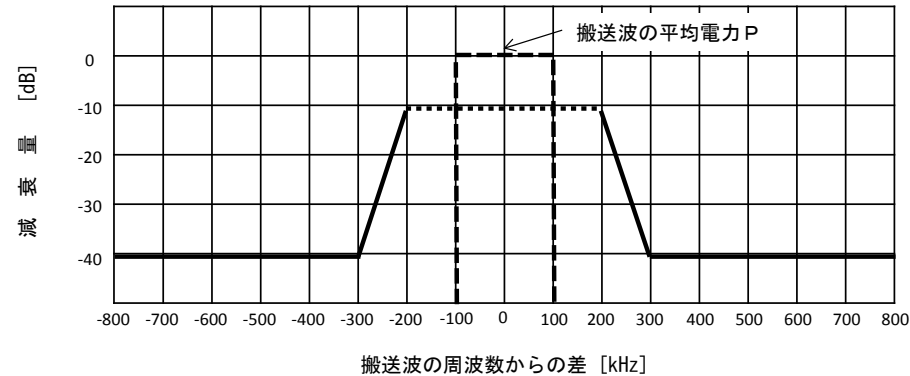
別表第三号～別表第六号 (略)

別図第一号～別図第一号の二の二 (略)

別図第一号の三 (第 36 条の 3 第 1 項関係)

(図略)

別図第二号 (第 37 条関係)



搬送波の周波数からの差の絶対値 ($ \Delta f $ [kHz])	平均電力 P からの減衰量
200kHz 以上 300kHz 未満	$0.3 \times \Delta f - 50$ dB 以上
300kHz 以上	40 dB 以上

注 搬送波の変調波スペクトルの許容値は、再送信を行う搬送波の平均電力 P の際の入力信号 A 及び搬送波の周波数から 200 kHz 以上離れた周波数の電波の信号 (当該入力信号 A と同一レベルのも

(4) 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの 405kHz

3 (略)

第 11～第 65 (略)

別表第三号～別表第六号 (略)

別図第一号～別図第一号の二の二 (略)

別図第二号 (第 36 条の 3 第 1 項関係)

(図略)

のに限る。)が受信装置に入力された場合は、この表の値とする

〇
別図第三号～別図第十九号 (略)

別図第三号～別図第十九号 (略)

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条（略）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一 五十六（略）

五十七 設備規則第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の二 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の三（略）

五十七の四 設備規則第三十五条から第三十七条の二までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

第一条（略）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一 五十六（略）

五十七 設備規則第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の二 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の三（略）

五十八〜六十六 (略)

2 (略)

第三条〜第四十三条 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条

関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置	
二 試験項目	三 測定器等
(略)	
三ののり七十五第項一第条二第	
四ののり七十五第項一第条二第	

五十八〜六十六 (略)

2 (略)

第三条〜第四十三条 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条

関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置	
二 試験項目	三 測定器等
(略)	
三ののり七十五第項一第条二第	
四ののり七十五第項一第条二第	

多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七條、第三十七條の二十七の十第四項、第三十七條の二十七の二十五第三項、第四十五條の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九條の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九條の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九條の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九條の七第一号ロ(4)、第四十九條の八の三第二項第二号、第四十九條の十八第一号イ(1)から(3)で並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九條の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九條の二十四の

割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七條の二十七の十第四項、第三十七條の二十七の二十五第三項、第四十五條の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九條の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九條の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九條の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九條の七第一号ロ(4)、第四十九條の八の三第二項第二号、第四十九條の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九條の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九條の二十四の二第一号ロ

二第一号口からへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一～第五 (略)

第六 第2条第1項第57号、第57号の2又は第57号の4に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

からへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一～第五 (略)

第六 第2条第1項第57号、又は第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

長
辺

工事設計書				
1 送信方式				
送信機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 発振			
	(4) 変調			
	(5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
受信機	(1) 通過帯域幅			
	(2) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
4 空中線	(1) 型式及び構成			(2) 利得
5 附属装置等の種類及び型式又は名称				
6 その他の工事設計				
7 添付図面		(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図		
8 参考事項				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長
辺

工事設計書				
1 送信方式				
送信機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 発振			
	(4) 変調			
	(5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
受信機	(1) 通過帯域幅			
	(2) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
4 空中線	(1) 型式及び構成			(2) 利得
5 附属装置等の種類及び型式又は名称				
6 その他の工事設計				
7 添付図面		(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図		
8 参考事項				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 1の欄は、「超短波放送標準方式」、「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送標準方式」、「標準テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」又は「高精細度テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」のように記載すること。

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、定格出力を低下させて使用する場合は、定格出力、その低下させる方法及びその低下後の出力を記載することとし、また、可変設定する場合は、その最小空中線電力と最大空中線電力を記載すること。

(記載例) F 8 E 1W(固定減衰器使用、0.25W)
F 8 E 0.001Wから0.25Wまで(可変減衰器使用)
X 7 W 0.1W(固定減衰器使用、0.05W)
X 7 W 0.001Wから0.05Wまで(可変減衰器使用)

3 2の(2)の欄は、「F 8 E 76.1MHzから94.9MHzまで」又は「X 7 W 470MHzから710MHzまで」のように記載すること。

4～6 (略)

7 3の(1)の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB低下の幅を記載すること。
また、2以上の受信機を有する場合は、各受信機の通過帯域幅を記載すること。

8、9 (略)

10 4の(2)の欄は、相対利得で表示すること。ただし、中波放送の周波数の電波を受信するものにあつては、短小垂直空中線に対する利得(dB)を記載すること。

11 (略)

12 6の欄は、次によること。

(1) 第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

注1 1の欄は、「標準テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」又は「高精細度テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」のように記載すること。

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、定格出力を低下させて使用する場合は、定格出力、その低下させる方法及びその低下後の出力を記載することとし、また、可変設定する場合は、その最小空中線電力と最大空中線電力を記載すること。

(記載例) X 7 W 0.1W(固定減衰器使用、0.05W)
X 7 W 0.001Wから0.05Wまで(可変減衰器使用)

3 2の(2)の欄は、「X 7 W 470MHzから710MHzまで」のように記載すること。

4～6 (略)

7 3の(1)の欄は、3dB低下の幅を記載すること。

8、9 (略)

10 4の(2)の欄は、相対利得で表示すること。

11 (略)

12 6の欄は、次によること。

(1) 設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

(2) 1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なお、第2条第1項第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

(3) 第2条第1項第57号の4に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満及び300kHz以上における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

13 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1) 7の欄の(1)の図面は、当該無線設備を構成する受信空中線から送信空中線までの範囲について、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。ただし、第2条第1項第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備と接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等に限り記載を要しない。

(記載例)

ア 第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合

(※別添1)

イ 第2条第1項第57号の4に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合

(※別添2)

(2) (略)

(2) 1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なお、第2条第1項第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

13 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1) 7の欄の(1)の図面は、当該無線設備を構成する受信空中線から送信空中線までの範囲について、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。ただし、第2条第1項第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備と接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等に限り記載を要しない。

(記載例)

(※別添1)

(2) (略)

14 (略)

別表第三号～別表第五号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注1～3 (略)

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	UU
第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備	DS
第2条第1項第57号の4に掲げる無線設備	GF
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	RU
(略)	(略)

様式第8号～様式第14号 (略)

14 (略)

別表第三号～別表第五号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注1～3 (略)

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	UU
第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備	DS
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	RU
(略)	(略)

様式第8号～様式第14号 (略)